

京都府立鴨沂高等学校同窓会 会則

第1条 (名 称)

本会は、京都府立鴨沂高等学校同窓会と称する。

第2条 (本 部)

本会は、本部を京都市上京区荒神町の鴨沂会館内に置く。

第3条 (目 的)

本会は、会員相互の親睦をはかり、母校の教育への後援を行い、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第4条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦をはかること。
- (2) 母校の教育環境の充実に関すること。
- (3) 生徒の福祉と健康の増進に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

第5条 (会 員)

本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 母校卒業生、および母校に在学している、または、在籍したことのある者。
- (2) 特別会員 現、旧職員。

第6条 (総 会)

本会は、3年ごとに会長の招集により定時総会を開くほか、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2. 総会では、事業の経過および計画、会計収支決算および予算、会則の改廃ならびに役員人事の報告を行う。
3. 総会の議長は、会長または理事会が指名した理事がつとめる。
4. 総会において議決を行う場合は、出席者の過半数により決定する。

第7条 (年 度)

本会の事業および会計年度は、4月1日から翌年の3月末日までとし、監事による会計監査を経て、総会において会計収支報告を行う。

第8条 (役員および会務)

本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 理事の決議により正会員の中から選出する。
会長は、会務を統括し、本会を代表する。
- (2) 副会長 若干名 理事の中から会長が委嘱する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、これを代行する。
- (3) 理事長 1名 理事の互選により選出する。
理事長は、会務の執行を推進する。
- (4) 会 計 2名 理事の中から推薦により会長が委嘱する。
会計は、本会の経理を担当する。
- (5) 理 事 20名以上40名以内 正会員の中から推薦により会長が委嘱する。
理事は、理事会を構成し、事業の推進をはかり、目的の達成に協力する。
- (6) 監 事 2名以上3名以内 理事の決議により正会員の中から選出し、会長が委嘱する。
監事は、本会の会計を監査する。会計監査は、中間と期末に行う。
- (7) 顧 問 1名 母校の現校長に委嘱する。

第9条 (任 期)

役員任期は3年とし、再選を妨げない。ただし、次の役員が選任されるまでは、その会務にあたる。

第10条 (理事会)

本会は、適時に理事会を開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業の経過および計画
- (2) 会計収支決算および予算

- (3) 総会の開催
- (4) 役員承認
- (5) 会則の改廃
- (6) その他、必要な事項

2. 理事会の議長は、理事長または理事会が指名した理事がつとめる。
3. 理事会の招集は、会日の2週間前までに、議事の主旨を示して会長または理事長により行う。ただし、監事が必要と認めた時、または理事の二分の一以上の要求がある時は、その代表ができる。
4. 理事会の議決は、監事を除く議決権総数の過半数により決定する。
5. 理事会は、本会の活動情報を広報するとともに会員の意見集約につとめる。
6. 会長または理事長は、会務に関して専門的な問題を処理するために、若干名の理事による専門委員会を設置することができる。

第11条（常任理事会）

理事長は、理事の中から若干名の「常任理事」を指名して常任理事会を招集し、会務に関しての協議および執行にあたらせることができる。

第12条（会費等）

本会の運営に必要な費用は、入会金、会費、寄付金および雑収入をもってこれにあてる。

2. 入会金は金2,000円とし、入学時に納入する。
3. 正会員は、年会費として、金2,000円を納入するものとする。ただし、在学中は、これを免除する。

第13条（経費）

本会の役員は、その業務執行につき必要な費用を、活動費として受け取ることができる。

第14条（資金の管理と運用）

理事長は、本会の資金管理に関しては会員全員の共有資産であることに鑑み、その残高の確認には、特段の留意をしなければならない。

2. 理事長ならびに会計は、本会の資産運用に関しては元本が保証された安全かつ有利なものを選択するように留意しなければならない。

第15条（議事録）

総会、理事会の議長は、議事の経過の要領と結果を記載した議事録を作成し、署名押印して理事全員に開示し、関係資料と共に本部に保管する。

第16条（細則）

本会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第17条（支部）

本会は、理事会の承認により、支部を設置することができる。

2. 支部は、責任者を定めて、支部会員を掌握しなければならない。
3. 支部の維持や運営に対する助成は、理事会の承認を経て行うことができる。

第18条（変更届）

会員は、住所や姓名などに異動があったときは、そのつど本会に報告するものとする。

第19条（個人情報）

理事は、会員の情報を「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い、慎重に取り扱わなければならない。

第20条（会則外事項）

この会則に定めのない事項については、他の同窓会慣習や法令の定めるところによる。

付 則

1. 本会則は、昭和25年5月21日より施行する。
2. 昭和33年10月11日 一部改正
3. 平成8年11月18日 一部改正
4. 平成11年11月14日 一部改正
5. 平成20年10月8日 一部改正
6. 平成23年9月16日 一部改正
7. 平成26年7月5日 一部改正